

5 相続について

Q 1 相続登記の手続きはどのようにすればよいですか？

Q 2 相続人が多くまとめきれない

Q 3 未登記の空家を相続したらどうすれば良いですか？

Q 4 養子縁組をしているが相続の対象になりますか？

Q 5 相続放棄したい

Q 6 相続放棄等で相続人がいなくなった空家はどうなりますか？

Q 7 遺産分割協議書の作成方法を知りたい

Q 8 一部は相続して、土地・建物だけ相続放棄することはできますか？

Q 1 [相続登記](#)の手続きはどのようにすればよいですか

A 1 戸籍や[遺産分割協議書](#)などの必要書類を揃えて法務局にて手続きをします。

また、専門家である司法書士に相談して、申請書の作成及び申請の代理を依頼する方法もあります。
法律分野の協定団体をご案内します。

・東京司法書士会 大田支部 03-5700-5700

[【目次に戻る】](#)

Q 2 相続人が多くまとめきれない

A 2 下記のような場合、専門家である司法書士や弁護士への相談をお勧めします。

- ・相続人の一部が行方不明等で連絡がつかない。
- ・相続人の人数が多くて意見が合わない。
- ・相続人を取りまとめて手続きを進める人がいない。等

上記のような場合、専門家である司法書士や弁護士に相談することをお勧めします。

（一般的に、相続人間で争いがある場合は弁護士、そうでない場合は司法書士）

法律分野の協定団体をご案内します。

・東京司法書士会 大田支部 03-5700-5700

・東京弁護士会 03-3581-2235

[【目次に戻る】](#)

Q 3 [未登記](#)の空家を相続したらどうすれば良いですか？

A 3 相続した空家の登記について専門家に相談することをお勧めします。

[未登記](#)のままだと、所有権が証明できない等のデメリットがあります。

また、民法の改正により令和6年4月1日から[相続登記の義務化](#)が施行されました。

法律分野の協定団体をご案内します。

・東京司法書士会 大田支部 03-5700-5700

[【目次に戻る】](#)

Q 4 [養子縁組](#)をしているが相続の対象になりますか？

A 4 [養子縁組](#)をしていれば、養父母の財産は相続の対象になります。

実父母の相続は対象外になる場合があります（[特別養子縁組](#)）

詳しくは専門家にご確認ください。

法律分野の協定団体をご案内します。

- ・ 東京司法書士会 大田支部 03-5700-5700
- ・ 東京弁護士会 03-3581-2235

[【目次に戻る】](#)

Q 5 [相続放棄](#)したい

A 5 [相続放棄](#)は相続の開始があったことを知った日から3か月以内に亡くなった人の最後の住所地を管

轄する家庭裁判所で相続放棄の申述が必要です。詳しくは弁護士や司法書士等にご相談ください。

法律分野の協定団体をご案内します。

- ・ 東京司法書士会 大田支部 03-5700-5700
- ・ 東京弁護士会 03-3581-2235

[【目次に戻る】](#)

Q 6 相続放棄等で相続人がいなくなった空家はどうなりますか？

A 6 新たな相続人等が現れない限り、相続人が存在しない状態が続きます。

ただし、[民法 940 条](#)に基づき、相続放棄時に事実上の支配（居住中など）や管理をしていた者には管理責任が残る場合があります。詳しくは法律の専門家にご相談ください。

法律分野の協定団体をご案内します。

- ・ 東京司法書士会 大田支部 03-5700-5700
- ・ 東京弁護士会 03-3581-2235

[【目次に戻る】](#)

Q 7 [遺産分割協議書](#)の作成方法を知りたい

A 7 司法書士や弁護士に相談することをお勧めします。

法律分野の協定団体をご案内します。

- ・ 東京司法書士会 大田支部 03-5700-5700
- ・ 東京弁護士会 03-3581-2235

[【目次に戻る】](#)

Q 8 一部は相続して、土地・建物だけ[相続放棄](#)することはできますか？

A 8 必要な部分だけを放棄したりはできません。

相続の手続は主に、「[単純承認](#)」、「[限定承認](#)」、「[相続放棄](#)」の3つの種類があります。

詳しくは、法律の専門家にご相談ください。

法律分野の協定団体をご案内します。

- ・ 東京司法書士会 大田支部 03-5700-5700
- ・ 東京弁護士会 03-3581-2235

[【目次に戻る】](#)

○用語集

【相続登記】

土地や建物の所有者が亡くなった場合に、その土地や建物の名義を、亡くなった方から遺産を引き継いだ方（相続人）へ変更する手続き

【相続登記の義務化】

相続を知ってから３年以内に相続登記を行うことが令和６年４月１日から義務になりました。これは所有者が直ちに判明しない、あるいは判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を防ぐために設けられたものです。正当な理由なく申請をしない場合には、10万円以下の過料が課される場合があります。

【養子縁組】

血縁関係のない者同士が法律上の親子になること

【特別養子縁組】

子どもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度

【相続放棄】

相続発生の際に相続財産となる資産(プラスの財産)や負債(マイナスの財産)などの権利や義務の一切を引き継がず放棄すること

【民法 940 条(第 1 項)】

相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は第九百五十二条第一項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同様の注意をもって、その財産を保存しなければならない。

【未登記】

所有権を取得した土地・建物について、登記を行っていない状態のこと

【遺産分割協議】

被相続人の遺産をどのように分割するか、相続人全員（原則）で話し合うこと。協議に基づいて遺産分割協議書を作成します。

【遺産分割協議書】

遺産分割協議で合意した内容を記した書類。

【限定承認】

相続人が相続によって受け取ったプラスの財産の範囲でマイナスの財産を引き継ぐ相続方法のこと。

【単純承認】

被相続人が残した財産を、プラス、マイナスの隔てなくそのまま全て相続すること。